

鹿児島工業高等専門学校における非常勤教職員の雇用期間の取扱いについて

平成24年 4月27日  
校 長 裁 定

(目的)

第1条 この取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第11号。以下「就業規則」という。）第2条第2項第一号から第五号まで、第七号、第八号、第十四号および第十五号に掲げる非常勤教職員（以下「非常勤教職員」という。）の雇用期間について、就業規則に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

(雇用期間)

第2条 非常勤教職員の雇用期間は、当該事業年度の範囲内とし、各人別に雇入通知書により明示する。

- 2 前項の雇用期間は、非常勤教職員が希望し、かつ、当該雇用期間を更新することが必要と認められる場合は、更新することができる。
- 3 前項の更新の有無は、雇用期間満了日の少なくとも30日前までに通知する。
- 4 最初の採用日から通算した雇用期間は、3年を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の通算の雇用期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。
  - 一 競争的研究費等の外部資金により本校が行う特定の研究プロジェクト等に従事する場合 当該研究に必要な期間又は当該研究プロジェクト等の継続する期間
  - 二 通算3年の雇用期間満了後、特段の理由により、引き続き当該期間を超えて雇用期間を更新する必要があると認められる場合 通算3年の雇用期間に2年の範囲内で個別に定める期間を加えた期間
- 5 前項の規定にかかわらず、非常勤教職員が満70歳に達した事業年度の末日以降は、雇用は更新しない。ただし、更新しないことにより教育研究の補助等に著しく支障をきたす等の理由により校長が特に必要があると認めた場合は、本人の健康状態等を確認し、前項に定める雇用期間の範囲内で更新することができる。

(確認書)

第3条 前条の雇用期間は、採用予定者に別紙の確認書を提出させることで確認する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日の前日から雇用されている非常勤教職員については、適用日に新たに採用になったものとみなして本取扱いを適用する。

別紙（第3条関係）

確 認 書

平成 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

氏 名 印

私は、鹿児島工業高等専門学校〇〇として平成〇年〇月〇日付けで採用される予定ですが、雇用予定期間は平成〇年〇月〇日までであること、また学校の都合で再雇用される場合があっても平成〇年〇月〇日を超えて雇用されないことに異存はありません。

※自筆のこと